

## 水産業被害に係る金融面での支援対応

令和 5 年 7 月 14 日

水産漁港課

## ○水産業関係資金融資制度

制度の種類	制度の内容	問い合わせ先
漁業近代化資金 【設備資金】	1. 借受資格者 漁業を営む個人・法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合 2. 貸付条件等 (1) 貸付対象事業 漁船建造資金及び漁具購入資金等の設備資金 (借入額は貸付対象事業費の 80%以内。ただし、知事が特別認める場合は 100%) (2) 貸付利率 0.70% (随時改定) (3) 償還期間 5～20 年以内 (据置期間 3 年以内) (4) 融資機関 東日本信用漁業協同組合連合会等	水産漁港課経営係 TEL 076-444-3291
漁業振興資金 (漁業経営安定資金) 【運転資金】	1. ご利用いただける方 海面において漁業又は養殖業を営む個人・法人 2. 貸付条件等 漁業者が各年の操業開始時に必要な資金 (1) 貸付条件等 漁業者が各年の操業開始時に必要な資金 (2) 貸付利率 1.8% (随時改定) (3) 償還期間 1 年 (据置はなし) (4) 融資機関 東日本信用漁業協同組合連合会等 (5) 融資限度額 10,000 千円 (特認 20,000 千円)	水産漁港課経営係 TEL 076-444-3291